

市民活動団体に支援金を交付

福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野で活動する団体に対して、支援金を交付します。本年度、新規団体の立ち上げ支援の充実と既存団体のさらなる自主・自立運営に向けて、制度改正を行いました。なお、過去に支援金を受けたことがある団体などには経過措置があります。



▼支援金の種類

- ① 立ち上げ支援型
- ② 協働型（市との共催事業など）
- ③ 一般的な事業（H32年度まで）
- ④ 効果が顕著と認められる事業（H30年度まで）

▼支援金の上限

- ① 初年度10万円
- ② 次年度以降5万円（2回分のみ）
- ③ 対象経費の2分の1
- ④ 5万円 ⑤ 20万円

▼対象団体

- ① 初回の申請時に設立2年未満で過去に支援金を受けたことがない団体
- ③ ④ 設立2年以上または過去に支援金を受けたことがある団体

①②③④共通

- ・5人以上（③④は2名以上）で構成され、市内在住の方が半数以上である
- ・団体の事務所の所在地または代表者の住所が市内にある

- ・市内で団体構成員以外の人に対する活動（事業）を平成30年度中に12日以上実施
- ・市から他の委託料および補助金を受けていない

▼対象となる経費

- 事業（活動）の実施に直接関係する経費
 (例) チラシなどの印刷代、活動資料の購入費、郵便代、備品購入費など

▼対象とならない経費

- 団体の維持、運営に係る経費
 (例) 事務所の家賃、光熱水費、スタッフの人件費、飲食費など

▼受付期間

- 7月2日(月)～8月30日(木)
 2次募集はありません。

▼応募方法

- 市役所4階市民協働課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に、必要事項を記入し、各窓口にて申請してください（持参のみ）。

問・申請(市)市民協働課 市民交流係

子育て支援事業の活動経費を助成

子育てが楽しくなるまちづくりを促進するため、主に保育所などに通っていない乳幼児とその保護者を対象とした事業に対して、活動の際に必要な経費の一部を助成します。

▼助成額

- 支援の対象となる経費の総額（1事業につき10万円を限度）

▼対象団体

- 次のすべての要件を満たす団体

- ・2名以上で構成され、市内在住の方が半数以上
- ・市を拠点として活動する団体

▼対象となる事業

- ・市内で補助対象となる活動（事業）を平成30年度中に12日以上実施

▼対象となる事業

- ・子育て中の親子の交流の場の提供および支援
- ・子育て支援に関する講習

- ・市から他の補助金を受けていない

▼対象となる経費

- 事業（活動）の実施に直接関係する経費
 (例) 講師料、チラシなどの印刷



問・申請(市)子育て支援課 子育て支援係

- ・印刷代、活動資料の購入費、郵便代、備品購入費など
- ・対象とならない経費：団体の管理に係る経費（例）事務所の家賃、光熱水費、スタッフの人件費、飲食費など
- ・受付期間：平成31年3月29日(金)
- ・応募方法：教育センター2階子育て支援課、各市立公民館、市民活動センター、市ホームページにある申請用紙に、必要事項を記入し、(市)子育て支援課に申請してください（持参のみ）。

国民年金保険料の免除は7月が更新月

経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。平成30年度（7月分～平成31年6月分）の免除などの受付は7月2日から始まり、希望する場合は申請してください。

申請時点から2年1カ月前の月分まで遡って免除申請できます。ただし、申請が遅れると障害年金が受け取れないなど不利益が生じることがありますので、速やかに申請してください。

▼対象

- ・学生以外で免除を希望する方（所得制限などあり）

▼必要なもの

- ・印鑑、マイナンバーカード（通知カードおよび身元確認書類でも可）または年金手帳
- ・失業した方
- ・雇用保険被保険者離職票など

▼申請方法

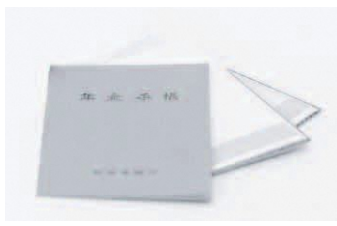
- 市役所3階市民課に必要なものを持参し、申請してください。日本年金機構ホームページにある申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添付することで、郵送でも申請できます。

▼継続申請している場合

- 平成29年度全額免除または納付猶予を認められた方が、30年度以降も継続の希望をしていた場合は、申請は不要です。

- 9月末までに明石年金事務所から承認通知書または不該当通知書のほか、後日、納付書が送付されます。

なお、該当しない方で半額免除などの一部免除を希望する場合は、改めて申請をしてください。



問・申請(市)市民課 年金係

障害基礎年金(20歳前の障がい) 7月は所得状況届の提出を忘れずに

20歳前の障がいによる障害基礎年金などを受給している方は、「所得状況届」に必要事項を記入し、市役所3階市民課まで提出してください。届出書は7月上旬に日本年金機構から送付されます。

▼提出期限 7月31日(火)

▼所得証明書が必要な場合

- 平成30年1月2日以降に転入した方は、同年1月1日現在の住所地での30年度所得証明書が必要です。

▼障がいの程度の確認が必要な場合

- 診断書付き障害状態確認届が届きます。診断書は、必ず医師が記入してください。

▼届出書に「現況届」と記載されている方

- 個人番号を記入の上、マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれか1つの提示が必要です。

▼届出書が届かない・紛失した場合

- (市)市民課またはねんきんダイヤル(☎0570-10511165)に連絡してください。

▼届出書の提出の必要がない場合

- 年金を受け始めて1年未満の方や他の公的年金などを受給しているために障害年金が全額停止している方などは、提出不要です。

問・申請(市)市民課 年金係

未来の職業を考える

企業見学会

8月1日(水)～3日(金) 6日(土)・7日(日)

集合・出発 13:00 三木商工会議所前

参加対象 高校生、大学生、短大生、専門学校生など

※見学会へは貸切バスにて移動します

8/1 水 1コース	●株式会社 ミヤナガ ●インプレス工業株式会社
8/2 木 2コース	●株式会社 ナリス化粧品 兵庫工場 ●株式会社 大島
8/3 金 3コース	●株式会社 岡田金属工業所 ●株式会社 セット販売株式会社 ●日本郵便株式会社 三木郵便局

※終了は17:00頃の予定です。見学会進行状況及び交通事情等により、終了時間が前後する場合がございます。

参加申込・お問合せ 三木商工会議所 業務課 TEL 0794-82-3190 FAX 0794-82-3192

〒673-0431 兵庫県三木市本町2丁目1番18号 E-mail: info@mikicci.or.jp

TEL 0794-82-3190 FAX 0794-82-3192 ※電話申込 月～金 9:00～17:30

事前申込必要